

令和6年7月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年7月23日(火)
午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員（11名）

野村会長 村山委員 山田（兼）委員 榮委員 東委員 今井委員 山田（定）委員
三島委員 松田委員 大里委員 大福委員

推進委員（3名）
早川委員 久富委員 大江委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可について

議案第19号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について

議案第21号 非農地証明書の発行について

議案第22号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第23号 農地のあっせん申出の取下げについて

4. 報告

（1）営農計画書の届出による農家台帳作成に関する報告について

（2）合意解約に関する報告について

（3）農地法第3条の3第1項の規定（相続）による届け出

5. その他

③次期総会について

日時：令和6年8月23日（金）午前9時～

場所：和泊町役場（結ホール）

議案提出締切日：8月15日（木）午後5時

議案発送日：8月20日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子

制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので、始めたいと思います。

本日の出席人数は11名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。それではただいまより、令和6年7月期の和泊町農業委員会定例会を開催したいと思います。

まず初めに、会長の挨拶をお願いいたします。

○野村会長

おはようございます。

今日は3人島外にいるみたいです。

先月の総会から3ヶ所程呼ばれました。総会の後、昼から沖永良部畑地かんがい営農推進協議会という会に呼ばれて、会議いたしました。その中で実験農場の運営委員会も呼ばれたのですが、その中で農業委員会に関係あるのが、ソーラーシェアリングというものを和泊町は考えていて来年度にそれをやりたい、実験をしたいと聞きました。

その会の中で、柱の下に作る作物を考えてほしいと言われました。今静岡県が最初に行い、話題になったものですが、柱を立ててその高さを3mぐらい上げて、いわゆる平張りのなかで、その上にソーラーをつける。その柱の本数だけを一時転用するという事です。それ自体は、規制はできないということでした。その代わり、その下に作物を耕作しないといけないので、それを考えてくださいという提案をしております。

それからその7月5日に、新規就農農業者励ましの会を長浜館でやりまして、1年目から3年目までの和泊の新規就農者の方が発表しています。最近の新規就農者はそれぞれ頑張っていて、なかなかいい印象を受けましたので報告します。

以上です。

○先田局長

ありがとうございます。

それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長の方に進行をお願いいたします。

○野村会長

それでは議事録署名人の指名をします。

村山委員、大福委員と私3人でいきたいと思っておりますので、お願いします。

それでは議事に入ります。

議案の第18号、農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次の通り審議をお願いします。

説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、所有権の移転です。所在が西原、免座納〇〇、畑、農業振興地域区域内になります。1筆で面積が4,064㎡。渡人が、大分県にお住いの〇〇氏。受け人が、西原の〇〇氏になります。贈与で経営規模拡大のためということ。調査員が久富委員になっております。

こちらの件は、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いいたします。

○野村会長

久富委員何か補足説明ありますか。

○久富委員

渡人と受人の祖父がいとこ同士ということなので問題ないです。

○野村会長

そういうことだそうです。よろしいですか。
それでは採決をします。賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。許可をしたいと思います。
続いて16ページを見てください。

議案の第22号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申出があったので、別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。では17ページの農地のあっせん申出書の借りたいのあっせんです。

整理番号1番、土地の所在、玉城、インカマ〇〇、畑、面積が1,830㎡。申出人が和泊町玉城の〇〇氏です。希望価格は相場で、場所については次のページの地図をご覧ください。マツモトキヨシや大福などの道を県道から上に上がったところです。先月貸したいと売りたいのあっせんに出た〇〇氏の畑になります。

続いて申請番号2番、土地の所在が国頭、名間川〇〇、同じく名間川〇〇。両方とも地目は畑で、1筆の面積は210㎡、もう1筆は1,519㎡、合計1,729㎡です。申出人は、和泊町国頭〇〇氏です。希望価格は相場となっております。こちらの方の畑の場所は、19ページの地図になっておりまして、耳付池の隣の方にある畑になります。

では続いて売りのあっせんです。

整理番号1番、土地の所在が谷山、内田〇〇、畑、面積724㎡、他6筆、合計7筆、全面積が6,530㎡になります。農業振興地域区域内で基盤整備を行われておりません。畑かんもついておりません。申出人は、和泊町手々知名の〇〇氏になります。希望価格は相場になります。畑の場所に関しては、次のページの地図をご覧ください。

続けて取下げについて説明致します。23ページをご覧ください。農地のあっせん申出の取下げについてです。

整理番号1番、土地の所在が喜美留、坊や田〇〇、畑、736㎡、他1筆、合計2筆、全面積3,562㎡です。こちらは兵庫県神戸市東灘区にお住まいの〇〇氏から令和5年11月の総会に出ておりましたが、なかなか売れないということで取下げをしたいと申請が上がってまいりました。場所については次のページの地図をご覧ください。喜美留の農事組合法人フラワーアイランド組合近くの畑になります。現在は西原の〇〇氏が耕作しております。

あっせんは以上になります。

○野村会長

17ページ、1番。あっせん委員は玉城と大城でどうでしょうか。

○榮委員

〇〇氏の電話番号などは分かりますか。〇〇氏は貸したいの方でもあっせんを希望されていましてので確認をして〇〇氏が良いのならすぐにも貸せます。

○名越係長

前回、どちらかいい方でと売りたいのあっせんでも出していました。今回は借りたいの申出が出ましたので、借りたいで話を進めていいと思います。榮委員には後で事務所の方で、連絡先をお伝えします。

○野村会長

玉城と大城はあっせんをお願いします。相場。耕作料はいくら位ですか。あとで細かい事は

事務局と話し合ってください。

2番目、国頭の方。あっせん委員は国頭の3名でお願いします。

○川間委員

すみません。2番ですが、状況が提出した時と変わってしまいました。ここの畑に草が生えているので、使っていないなら買いたいと相談されました。〇〇氏が管理しているので、話を聞きましたらもう借りる人がいないという話で、借りてもいいと許可はもらったのですが、〇〇氏が、作物に病気が入るみたいだと話を聞いたようで、やはりやめますという返事を2、3日前にいただきました。

申し訳ありませんが取下げをお願いいたします。

○名越係長

はい。

取下げの手続きをお願いします。

○野村会長

今誰が使っていますか。

○川間委員

使うと言いますか、〇〇氏が手伝いをするからここにジャガイモを植えているという感じです。〇〇氏は独身で、機械等を持っていないので、それでお互いで協力して農作業をしていたようです。

そうしましたら、作物に病気が入った話を聞いた〇〇氏がやはりやめるとの事でした。

○野村会長

〇〇氏が借りるのをやめたら誰が借りるかな。

○大里委員

今回話を持っていったこともあり、またきちんと探そうと思います。

○野村会長

この件は取下げるという事です。何か意見はないですか。

1番を先に採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数なので許可いたします。

○野村会長

それでは次。売りたいのあっせんの申出です。大江さん何かありますか。

その前に谷山のこの土地は基盤整備が済んでいますか？

○名越係長

全部土地改良が昭和54年に入っております。整備済みでお願いします。

○野村会長

はい。それでは大江委員何かありますか。

○大江委員

地図だと6筆とありますが3筆と3筆で分かれていて、現況は2筆になっています。前任の

方との契約が終了したということで、〇〇氏との今後の契約について確認したところ、子供さんも農業はしない。今後畑を見ることはないだろうとおっしゃっていました。

その土地は結構排水も悪いので、〇〇氏と相談しましたが、相場を内田〇〇円、下袋も〇〇円であっせん価格を出しました。〇〇氏としては、もう買う方がいれば、価格については十分相談は可能ということでした。

以上ですが、あっせんは仁志と谷山になると思いますが本人が手々知名の方で生活していますので、近くのあっせん委員と一緒にお願いしたいとおもっています。

○野村会長

あっせん委員を谷山と仁志と手々知名にして欲しいということですね。希望価格は〇〇円から〇〇円。ここはサトウキビしか作れない、排水が悪いので。今年みたいに梅雨時期に雨が降ると少し問題がある。そんな畑だそうです。他のジャガイモなどは出来ないだろう。あとは牛の草はどうかなんて話をしていました。

問題は貸してすぐ売れたらどうしようかという点です。

○名越係長

下袋の方はサトウキビが栽培されていて、売買が決まれば、収穫した後で契約したいとのことでした。

○野村会長

はい。わかりました。内田は6筆ですが、実質は2筆みたいなものですね。

それでは質問はないですか。なければ採決をしたいと思います。希望価格は〇〇円から〇〇円あっせん委員は谷山、仁志と手々知名。

許可をしてよろしいですか、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員です。

続いて22ページ。あっせんの取下げについてです。何か質問ありますか。

それでは、取下げを認めたいと思います。よろしいですか。

それでは最初に戻ります。

議案の第19号、農地利用集積計画（基盤法）の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条の農地利用集積計画を作成したので、次の通り審議をお願いします。

○名越係長

はい。4ページを開いてください。

基盤強化法第19条の貸借権設定についてです。

申請番号1番、国頭、大阿丹〇〇畑、面積2,208㎡、他2筆、合計3筆で、全面積6,233㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、貸付人が兵庫県神戸市にお住まいの〇〇氏、受人が国頭にお住まいの〇〇氏です。契約は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間になります。

申請番号2番、西原、博竿〇〇、畑、面積1,831㎡、他2筆、合計3筆。全面積5,224㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、貸付人が西原の〇〇氏、借受人が西原の〇〇氏です。こちらは令和6年8月1日からの10年間の契約になります。

続いて申請番号3番、玉城、前田原〇〇、畑、面積が492㎡で、こちらは更新の賃貸借契約になりまして、貸付人が神奈川県横浜市にお住まいの〇〇氏、借受人が玉城の〇〇氏です。令和6年8月1日から10年間の契約になります。

続いて申請番号4番、和、大当〇〇、畑、268㎡、他1筆、合計2筆、全面積が3,962㎡です。こちらは新規の使用貸借の契約になりまして、貸付人が和泊にお住まいの〇〇氏、借受人が和泊にお住まいの〇〇氏です。契約期間は令和6年8月1日からの10年間になります。

次のページにいきます。

申請番号5番, 和泊, 大工棚〇〇, 畑, 面積が983 m²。他6筆, 合計7筆で, 全面積が5,854 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 貸付人が埼玉県富士見市にお住まいの〇〇氏, 借受人が和泊の〇〇氏です。契約期間は令和6年8月1日からの5年間です。

続いて申請番号6番, 国頭, 辺瀬〇〇, 畑, 2,413 m²。こちらは新規の契約になりまして, 使用貸借です。貸付人が国頭の〇〇氏, 亡くなられていまして未相続農地になりますので, 契約者は奥さんの〇〇氏です。借受人は手々知名にお住まいの〇〇氏です。令和6年8月1日からの10年間の契約になります。

申請番号7番, 内城, 渡山田〇〇, 畑, 2,638 m²。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 貸付人が内城の〇〇氏, 借受人が内城の〇〇氏です。契約期間は令和6年8月1日からの3年間です。

では続けて, 9ページにいきます。こちらは公社を通じた契約になります。

申請番号1番, 後蘭, 阿我礼原〇〇, 畑, 2,093 m²です。

こちらは更新の賃貸借契約になりまして, 貸付人が知名町の〇〇氏ですが, 亡くなられていまして未相続農地でしたので, 契約は息子さんと行いました。

受け人は仁志にお住まいの〇〇氏で, 契約期間は令和6年10月1日からの6年間になります。

申請番号2番, 内城, 一増田〇〇, 畑, 13,240 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 和泊の〇〇氏が公社を通じて仁志の〇〇氏に貸されます。契約期間は令和6年10月1日からの10年間になります。

申請番号3番, 国頭, 後蘭仁〇〇, 畑, 1,084 m², 他1筆, 合計2筆で, 全面積が1,687 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 国頭の〇〇氏が公社を通じて国頭の〇〇氏に貸し出しします。契約期間は令和6年10月1日からの10年間になります。

以上です。審議の方をお願いします。

○野村会長

それでは新規の方の説明をお願いします。

○東委員

〇〇氏のところは, 前回まで借りていた方が畑の方を返しますとのことでしたので, 新しく貸しのあっせんが出ました。〇〇氏が借りあっせん申し込みの一番上にあつたのでお話を持って行きました。〇〇氏は現在サトイモ, ジャガイモ, グラジオラスを作っています。畑は幾らでも欲しいとのこと, 契約を結ぶことになりました。

以上です。

○野村会長

次, 2番目。大里委員。

○大里委員

〇〇氏になっていますが, 前はお父さんの名義になっていてまた息子に名義変更という形になっております。問題ないと思います。

○野村会長

4番。事務局。

○名越係長

申請番号4番は, 親子での契約になります。息子さんが新規就農の手続きをしたということで, 自分の借りる畑が欲しいと, お父さんの畑と申請番号5番の〇〇氏の畑を自分の名義で借りたいということで申請されました。

○野村会長

5番目かな, 〇〇円となっています。こちらの計算方法がわかりません10a〇〇円と書いていますが, 〇〇円で計算しても合いません。

その他というのが2筆ほどありますが、それは畑とは別に計算したのですか。

○名越係長

そうかもしれません。

○野村会長

はい、そういうことだそうです。続いて6番。

○東委員

〇〇氏と〇〇氏の契約なのですが、畑を前に貸していた人との契約が終わるので、今度は娘さんの旦那さんがサトウキビを植えるということです。

○野村会長

7番、村山委員。

○村山委員

〇〇氏は70歳後半で体力の衰えを感じ、すぐ隣に娘夫婦家族が住んでいますが、将来農業はしないという事で規模縮小したいということでした。

○大里委員

借り手の〇〇氏は、補助事業を受けて、牛舎の増築など、規模拡大を図ってからあっせんを行いました。

○野村会長

次2番目。前任者は根折の方がしていましたが、亡くなりまして〇〇氏がその情報を聞いて地主さんと相談をして決めてありましたので、そのようにあっせんをしました。

3番目。川間委員

○川間委員

話が回ってくる時には決まっていました。問題は無いと思います。

○野村会長

はい以上です。何か質問ありますか。なければすべて一緒に採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。それでは次にいきます。

議案の第21号。非農地証明書の発行について。

下記の者から非農地証明願を受理したので、調査員による現地調査内容報告の後に審議をお願いします。

○名越係長

11ページをご覧ください。非農地証明の発行についてです。

申請者は和泊町和にお住まいの〇〇氏です。申請地は、和泊町大字和、定理〇〇です。登記簿地目は畑になっておりまして、現況地目は山林ということで、面積は860㎡になります。

7月16日火曜日に申請者の代理人の〇〇氏と、調査員は大福委員。そして事務局の私で現地に行きました。こちらは農用地区域内で、土地の現況としましては、申請時は農地として利用していましたが、産業廃棄物等を継続して不法投棄されたため、農地としての機能を失い、30年前から耕作放棄地となり現況山林となっているという申出でありました。申請地は和泊町役場から西へ約2キロ、農用地区域内に位置しています。

現場を確認しましたら、畑に入るまでの道がまずないという状態で、15 ページに写真載せてありますが、現地に行くまでに人の畑を歩いて入っていくという状態です。現地につきましても、竹が生えていたり、大木が生えていたり、足元も見えない位ちょっと下がっている感じもありまして、危険を感じたので、あまり中には入らずに確認しました。

元々山林を分筆して畑にしてあったようで、状態から見ても畑として道もないですし難しいということで、「和泊町現況証明書（非農地証明書）交付基準」に照らし合わせまして、交付基準要領第3条第5項の、（その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合）に該当する。以上のことから申請地は非農地として判断することは、やむを得ないと思われまます。

審議をお願いいたします。

○野村会長

わかりましたか。

今回この土地は、何かに使おうと思いが上がってきたのですか。

○名越係長

買いたいという人が出てきたので、売買の話を進めている途中でここが畑だと知り、非農地にしたいという事でした。

○野村会長

はい。質問はよろしいですか。

それで許可をしたいと思えますけど、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。それでは、許可証を発行したいと思えます。

報告をお願いします。

○名越係長

25 ページお願いします。

新しく営農計画書が出ましたのでそのご報告です。営農計画書を出した〇〇氏は、I ターンで現在西原の島暮らし体験住宅に住んでおります。今度玉城の方に家を買って住まれるということで、その家の横に同じ家の所有者だった方の畑がありまして、そちらの畑もやっていきたいということで営農計画を出されております。

作物としてはパイナップル、パッションフルーツを植え付け予定ということです。従事日数は、大体年100日を目指しているということです。

現在農機具は持っておりませんが、最初は知人の方から借りる約束をしているということです。また今後は、畑もいくつか増やしたいということをおっしゃっていて、後々は購入していく予定ということです。

次に、合意解約を飛ばして、30 ページ。最後のページですが農地法3条による相続の届け出が出ましたので、確認をお願いします。

○野村会長

はい。ありがとうございます。

何か質問等ありますか。なければこれで終わりたいと思えます。

次期総会は8月23日ここで行います。

議案の締め切りが15日。発送が20日となります。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.